

前橋市監査委員公表第 2 7 号

前橋市長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 6 年 3 月 1 日

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	須 賀 博 史
同	新 井 美咲子

農政部工事監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和4年11月18日～令和5年3月13日
措置通知書提出日 令和6年2月22日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
【監査対象所属：農村整備課】 1 作業主任者の選任及び氏名等の周知について（指摘事項） 労働安全衛生法第14条では、事業者は、労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令（労働安全衛生法施行令）で定めるものについては、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮等を行わせると規定している。 また、労働安全衛生規則第18条では、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならないと規定している。 しかし、農業水路等長寿命化・防災減災事業 荒砥北部地区 パイプライン弁類改修工事（第1号）において、労働災害を防止するための管理を必要とする作業で労働安全衛生法施行令第6条第9号及び第10号で定める掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削の作業及び土止め支保工の切りばり又は腹起こしの取付け又は取り外しの作業があるにもかかわらず、作業主任者の選任及び氏名等が関係労働者に周知されていなかった。 作業主任者の選任及び氏名等の周知については、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則にのっとり、適正な施工管理を行うよう改善されたい。	監査で指摘された事項について、課内で周知し情報共有を図るとともに受注者への指導を徹底した。 また、再発防止及び順守の徹底を図るため、新たに作業主任者の項目を設けたチェックリストを作成し、現在施工中の工事において、指摘された事項が適正に行われていることを同チェックリストにより確認した。